

議案第 6 9 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年山都町条例第 5 5 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 1 2 日提出

山都町長 坂本 靖也

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 番 号 | 山企備第 5 号 |
| 2 | 件 名 | 山都町リモート窓口システム導入 |
| 3 | 納 入 場 所 | 山都町役場内 |
| 4 | 契 約 金 額 | 9 , 2 5 7 , 6 0 0 円（税込み） |
| 5 | 契 約 相 手 方 | 熊本県熊本市南区馬渡 2 - 1 1 - 2 7
グローリー株式会社 熊本オフィス
熊本オフィス長 若 林 省 吾 |
| 6 | 契 約 の 方 法 | 随意契約 |

（提案理由）

上記財産の取得については、条例第 3 条に規定する動産の買い入れに該当し、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

物 品 売 買 契 約 概 要

- | | | |
|----|-----------|--|
| 1 | 本 件 の 概 要 | 本件は、各支所への来庁者がリモートシステムを利用し本庁職員と音声、映像のやり取りに加え、画面上で資料を共有しながら相談、または手続きを行えるものであり、当該機器を導入することで本庁に出向く必要がある手続きに関して移動負担を軽減することで住民の利便性の向上を図り、より質の高い住民サービスの提供を図るもの。 |
| 2 | 番 号 | 山企備第 5 号 |
| 3 | 件 名 | 山都町リモート窓口システム導入 |
| 4 | 規格及び数量 | 別紙機器一覧のとおり |
| 5 | 納 入 場 所 | 山都町役場内 |
| 6 | 開 札 年 月 日 | 令和 7 年 5 月 3 0 日 |
| 7 | 予 定 価 格 | 1 0 , 2 8 7 , 2 0 0 円 |
| 8 | 契 約 金 額 | 9 , 2 5 7 , 6 0 0 円 |
| 9 | 業者選定理由 | 公募型プロポーザル審査による業者選定 |
| 10 | 契 約 相 手 方 | 熊本県熊本市南区馬渡 2 - 1 1 - 2 7
グローリー株式会社 熊本オフィス
オフィス長 若 林 省 吾 |
| 11 | 財 源 内 訳 | <u>備品購入費</u> 9 , 2 5 7 , 6 0 0 円
国庫補助金 4 , 6 2 8 , 8 0 0 円
一 般 財 源 4 , 6 2 8 , 8 0 0 円 |

開 札 調 書

事業年度 令和 7 年度
件 名 山都町リモート窓口システム導入
履行場所 山都町役場内
開札年月日 令和7年5月30日

予定価格	10,287,200	円
見積書比較価格	9,352,000	

NO	商 号	代 表 者	コード	第 1 回 入 札							第 2 回 入 札							
				金 額						順	金 額						順	
1	グローリー株式会社 熊本オフィス	オフィス長 若林省吾					¥	8	4	1	6	0	0	0	1	落 札		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		

保証の種類(○をつけること。)
保証金 ・ 国債 ・ 銀行等 ・ 保証会社 ・ ボンド ・ 保険 ・ **免除**

(入札金額 8,416,000 * 1.1 = ¥9,257,600 落札価格) うち消費税及び地方消費税の額 ¥841,600

物 品 売 買（仮）契 約 書

山都町（以下「甲」という。）とグローリー株式会社（以下「乙」という。）とは、物品の売買に関して、以下のとおり契約する。

なお、この契約は、議会の議決を経たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を経られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとし、契約書及び仕様書等に従い、この契約を履行しなければならない。

- | | | |
|------------|---|---|
| （1）番 | 号 | 山企備第 5 号 |
| （2）件 | 名 | 山都町リモート窓口システム導入 |
| （3）品名及び数量 | | 別紙機器一覧のとおり |
| （4）契 約 金 額 | | <u>一金 9, 2 5 7, 6 0 0 円</u>
(うち取引にかかる消費税額及び地方消費税の額 8 4 1, 6 0 0 円) |
| （5）納 入 期 限 | | 令和 8 年 3 月 3 1 日 |
| （6）納 入 場 所 | | 山都町役場 本庁及び各支所 |
| （7）代金支払場所 | | 山都町役場 会計課 |

（契約保証金）

第2条 契約保証金は免除する。

（納入の通知）

第3条 乙は現品を納入場所に持ち込んだときは、直ちに納品書をもってこの旨を甲に通知するものとする。

（検査）

第4条 甲は前条の通知を受けた日から起算して10日以内に、乙の職員の立ち会いを求めて検査を行うものとする。

2 検査の結果、不良品があるときは、乙は当該物品を遅滞なく引き取り、甲の指定する期日までに良品を納入するものとする。この場合においては前条及び前項の規定を準用する。

3 検査に合格したときは、甲は現品を受領し、直ちに受領書を乙に交付する。

4 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質、消耗又は毀損したものの損失は、乙の負担とする。

（危険負担）

第5条 前条第3項の受領の前に生じた物品の亡失、毀損等は、すべて乙の負担とする。

（担保責任）

第6条 現品納入後、甲において損傷等を発見した場合には、それが甲の過失による場合を除き、乙は甲の指定する期日までに、これを良品と交換するものとする。

2 前項の場合において、乙が交換に応ずる期間は、現品納入後1年間とする。

（契約金額の支払い）

第7条 甲及び乙は、本件の契約金額の支払いにつき、確定した契約金額（消費税及び地方消費税を含み、以下あわせて「消費税等」という。）を、別途発注者受注者協議により定めた支払条件及び方法に

より請求及び支払いを行うものとする。

2 甲は、乙より前項所定に基づく請求書を受領したときは、前項所定の協議により定めた別紙記載の「発注者の支払日」までに、当該請求書記載の銀行口座に振り込むことにより、乙に対して支払うものとする。なお、振込手数料は甲が負担するものとする。

(履行遅滞)

第8条 乙が物品を納入期限までに納入しない場合は、甲に特に遅滞料を徴収して延期を承認することができる。この場合の遅滞料は、その期限の翌日から起算して、遅滞日数1日につき売買代金の1,000分の1に相当する金額とし、売買代金支払の際に売買代金から控除するものとする。

2 天災地変等で甲がやむを得ないと認めるとき、又は甲の都合により納入が遅れたときは、遅滞料を徴収しないものとする。

3 第4条第2項及び第6条に規定する場合において、指定された期間内に乙が良品を納入しないときは、前2項の規定を準用する。

(解除)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、この契約を解除して、過怠金として売買代金の100分の10に相当する金額を徴収することができる。

(1) 乙が第1条に定める納入期限又は第4条第2項若しくは第6条の指定期日までに良品を納入しないとき。

(2) 乙がこの契約を完全に履行する見込みがないと甲が認めたとき。

(3) 現品の検査に際して乙若しくはその代理人、又はこれらの使用人等が甲の職員の職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正の行為があると甲が認めたとき。

(費用の負担)

第10条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約を証するため、電磁的記録を作成し、甲及び乙が合意の後、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録を保有する。

令和 7 年 6 月 11 日

甲 熊本県上益城郡山都町浜町6番地
山都町長 坂本 靖也

乙 熊本県熊本市南区馬渡2-11-27
グローリー株式会社 熊本オフィス
オフィス長 若林 省吾

別紙機器一覧

	No	項目	数量	単位
ソフト		【ライセンス】		
	1	イントラサーバソフト	1	式
	2	クライアントライセンス	10	式
	3	クライアントライセンス（ボリュームディスカウント）	19	式
		【オプション】		
	4	ID追加登録機能	1	式
	5	イントラパックコール機能	1	式
	6	イントラパックオプションその他	1	式
サーバ		【サーバ関連】		
	7	サーバ筐体（OS：RHEL）	1	台
	8	UPS	1	台
支所用機器		【支所用機器】		
	9	ミニデスクトップPC（HP製 Office無）	2	台
	10	マイクスピーカ（ヤマハ YVC-200）	2	台
	11	USBヘッドセット（ロジクール H390R）	2	台
	12	WEBカメラ（ロジクール C930eR）	2	台
	13	A4対応書画カメラ（エルモ MX-P3）	2	台
	14	タッチディスプレイ（IOデータ LCD-MF241FVB-T-A）	2	台
	15	HDMIケーブル（サンワサプライ KM-HD20-10H） 1m BK	2	台
	16	USBハブ（サンワサプライ USB-3H421BK）	2	台
本庁用機器		【本庁用機器】		
	17	USBヘッドセット（ロジクール H390R）	7	台
	18	WEBカメラ（ロジクール C930eR）	7	台
	19	パトランプ（アイエスエイ DN-1600U）	7	台
導入費用		【SE構築費】		
	20	要件定義及びシステム設計費	1	式
	21	インストール及びテスト費	1	式
	22	出張作業費	1	式
	23	ドキュメント作成費	1	式
	24	プロジェクト管理費	1	式
	25	イントラパック利用料（8ヶ月）	1	式

町民の役場本庁までの移動負担軽減を目的として、リモート窓口システムを導入し、本庁支所間リモート窓口サービスを実装する。本庁から遠方に住まれる町民は、最寄りの支所窓口を設置されたリモート窓口を活用し、本庁職員と書類等を確認しながらテレビ会議システム形式で会話が可能となり、支所において各種相談や申請書類の作成が可能となるもの。

解決したい課題

役場本庁で取扱う申請・相談等の手続きに関して、遠方に住む町民は本庁までの移動が負担となっている

期待される効果

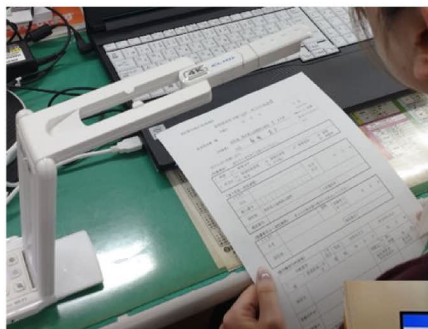
最寄りの支所窓口を設置されたリモート窓口を活用することで、本庁へ来庁することなく申請・相談等の手続きが可能となり移動の負担が軽減される

支所側

サービス実装イメージ

本庁側

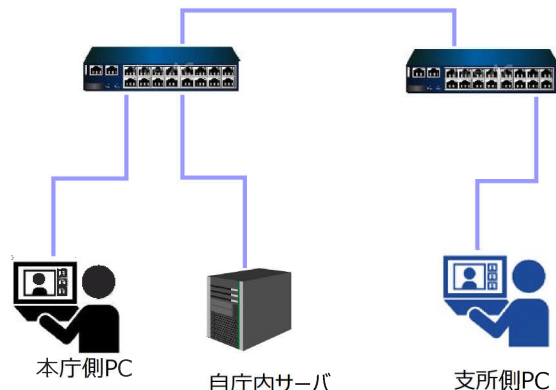
最寄りの支所に来庁し、手続きが必要な担当課をリモート窓口サービスの画面をタッチして呼び出しを行う



支所からのリモート窓口の呼び出しに応答し、要件を伺い手続きを開始する。支所側には書類確認用カメラを設置し、申請書作成時にきめ細やかな指示が可能。



セキュリティ対策



自庁内にタワー型サーバを設置し既存の庁内ネットワーク体系で構築することで完全閉域網でのリモート窓口を整備し、セキュリティ対策を講じる

事業スケジュール（予定）

6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
契約事務	システム設計								
	機器調達	内部運用体制の構築			サービス実装開始				
	機器設置			仮稼働					